された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

⑴　組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

ａ　組織再編成又は株式交付の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成又は株式交付の後に、手続当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社又は当該株式交付における株式交付子会社以外の会社をいい、これらの会社が提出会社以外の会社である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、ｃ又はｄにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

ｂ　組織再編成又は株式交付の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における手続対象会社（組織再編成対象会社又は株式交付子会社をいう。以下同じ。）と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、ｃ又はｄにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

［ｃ・ｄ　略］

⑵　組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要

ａ　手続当事会社が提出会社以外の会社（公開買付者である会社を除く。ｂにおいて同じ。）であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該手続当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に５名をいう。ｅにおいて同じ。）並びに最近３事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主５名を記載すること（ｅにおいて同じ。）。

ｂ　手続当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該手続当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　提出会社が手続当事会社である場合には、記載を要しない。

［ｄ・ｅ　略］

⑶　組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

ａ　組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。

ｂ　組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容を記載すること。

ｃ　［略］

された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

⑴　組織再編成（公開買付け）の目的等

ａ　組織再編成の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成後に、組織再編成当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社をいい、当該会社が提出会社以外である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

ｂ　組織再編成の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

⑵　組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要

ａ　組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に５名をいう。ｅにおいて同じ。）並びに最近３事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主５名を記載すること（ｅにおいて同じ。）。

ｂ　組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該組織再編成当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　提出会社が組織再編成当事会社である場合には、記載を要しない。

［ｄ・ｅ　同左］

⑶　組織再編成（公開買付け）に係る契約

ａ　組織再編成に係る契約の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。

ｂ　組織再編成に係る契約の内容を記載すること。

ｃ　［同左］